

飯山市空き家活用等（空き家活用）事業補助

◎空き家の家財の運搬・処分等でお困りの方へ（運搬・処分・清掃費補助）

空き家活用事業補助金

飯山市では、飯山市への移住定住促進のため、平成26年4月1日より「空き家活用事業補助金」制度を設けました。

所有する空き家を飯山市空き家バンクに登録し、下記に該当する事業を行う場合、費用の一部を補助します。

1. 空き家活用事業補助金を受けられる条件等

- (1) 登録空き家とは、飯山市空き家バンクに登録された空き家
- (2) 補助対象事業の内容及び補助率等

補助対象事業の内容	補助対象者	補助基準	
		補助率	補助限度額
登録空き家を売却又は賃貸するに当たって実施する家財道具等の搬出処分・清掃等を行う費用を対象とします。 1. 家財道具等の運搬及び処分 2. 屋内及び屋外の清掃	所有者等（登録空き家及びその土地の所有権又は売却若しくは賃貸する権利を有する者）	1/2	10万円

- (3) 本市が交付するほかの補助金等を交付されていないこと。
- (4) 市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 対象者が法で規定する暴力団員若しくは関係を持つ者でないこと。

2. 補助金の申請時期

事業に着手する前に、所定の申請様式により申請してください。

3. 注意事項

次のいずれかに該当する場合は、次のとおり交付決定日からの年数に応じて、補助金の返還が必要となります。

- 交付決定日から3年未満に、登録空き家に係る空き家バンク登録を取り消した（空き家バンクを活用して登録空き家の売却、又は賃貸により空き家バンクの登録を取り消した場合を除く。）とき。
- 交付決定日から3年未満に補助金の交付を受けた登録空き家を取り壊し、若しくは移住定住希望者以外に売却、若しくは賃貸し、又は所有者等、若しくは所有者等の3親等以内の親族が居住したとき。
 - ・年数が1年未満の場合 交付額の100%に相当する額
 - ・年数が1年以上2年未満の場合 交付額の60%に相当する額
 - ・年数が2年以上3年未満の場合 交付額の30%に相当する額